

〔事案 2023-353〕 新契約取消請求

・令和 6 年 8 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 9 月に銀行を募集代理店として契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料から解約払戻金を控除した差額を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、「この保険が合っています。これなら積立でいくうちに数万円増えて、将来は何千万円となりますよ」と言われたが、実際には変動があった。
- (2) 契約時、市場価格調整の説明をされず、契約してから 2 年後くらいに初めて市場価格調整の説明を受けた。
- (3) 契約時の説明で、年金原資を一括で受け取ることができると思っていたが、そうではなく、それについての説明がなかった。
- (4) 令和 5 年 8 月頃、保険会社のコールセンターに電話して、現在の積立額と解約返戻金額を確認すると、55 万円の積立のうち 50 万円ほど戻ると説明を受けたが、再びコールセンターに電話すると、市場価格調整が 42 万円ほどなので解約返戻金は約 13 万円だと言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、所定の募集資料を使用して、為替変動によるリスクに加え、市場価格調整として市場金利の変動によるリスクがあることを説明している。また、募集人は、設計書を説明する中で、「現在と為替レートが変わらないという仮定では、年金原資が 1000 万円以上になりますね」と説明をしているが、申立人が主張しているような「将来は何千万円となる」との発言はしていない。
- (2) 募集人は、所定の募集資料を使用して、年金原資を一時金として受け取ることができないことを説明している。
- (3) 申立人は、令和 5 年 7 月下旬にコールセンターに電話をしているが、積立金の状況を照会しているだけで、解約した場合の解約返戻金の照会は受けておらず、50 万円ほど戻るとの誤った説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。